

令和 2年 5月 8日

高橋冷機（株）

高橋 進 様

広 島 県 知 事
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)
建設産業課



一般 建設業の許可について(通知)

令和 2年 3月 16日付で申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	廣島県知事 許可(般一2) 第 39526号
許可の有効期間	令和 2年 5月 8日から 令和 7年 5月 7日まで
建設業の種類	管工事業 熱絶縁工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 4月 7日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

許可を受けた後の注意事項

1 許可の更新の申請（期限を厳守すること。）

許可の有効期間満了の後引き続き建設業を営もうとする者は、**有効期間満了の日前30日までに**許可申請書を提出すること。更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可等がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその許可等がされるまでの間は、なおその効力を有する。

2 変更等の届出（期限を厳守すること。）

- (1) 次の事項に該当することになった場合、**2週間以内に**、建設業法施行規則で定める書類を提出すること。
- ア 経営業務の管理責任者に変更があったとき。
 - イ 営業所の専任の技術者に変更があったとき。
 - ウ 経営業務の管理責任者、営業所の専任の技術者の基準を満たさなくなったとき。
 - エ 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までのいずれか（役員などの欠格要件）に該当するに至ったとき。
 - オ 新たに建設業法施行令第3条の使用人になった者があるとき。
- (2) 次の事項に該当することになった場合、**30日以内に**、建設業法施行規則で定める書類を添付して変更届出書を提出すること。
- ア 商号又は名称を変更したとき。
 - イ 営業所の名称及び所在地に変更があったとき。
 - ウ 法人の場合、その資本金額（出資総額を含む。）及び役員等の氏名に変更があったとき。
 - エ 個人の場合、その事業主及び支配人の氏名に変更があったとき。
 - オ 経営業務の管理責任者及び営業所の専任の技術者の氏名に変更があったとき。
- (3) 毎事業年度（決算期）終了後**4月以内に**、建設業法施行規則で定める書類（決算変更届）を提出すること。
- (4) 次に掲げる書類の記載事項に変更を生じたときは、(3)に準じて届け出ること。
- ア 使用人数を記載した書面
 - イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
 - ウ 国家資格者等・監理技術者一覧表
 - エ 定款（法人の場合）
 - オ 健康保険等の加入状況

3 廃業等の届出（期限を厳守すること。）

次のいずれかに該当することになった場合、括弧内に掲げる者は、**30日以内に**、その旨を届け出ること。

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したとき（相続人）。
- (2) 法人が合併により消滅したとき（役員であった者）。
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき（破産管財人）。
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき（清算人）。
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したとき（許可に係る建設業者であった個人又は法人の役員）。

4 その他注意すべき事項

- (1) 特定建設業の許可を受けた者でなければ、発注者から直接請け負った工事の施工に当たり、1件の金額又は総額が4千万円以上（建築工事業にあっては6千万円以上）となる下請契約を締結してはならない。
- (2) 建設工事の請負に当たっては、工事内容など建設業法に定める事項を記載した契約書を作成すること。
- (3) 請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
また、他の建設業者から一括して請け負ってはならない。
- (4) 建設業の許可を受けた者は、店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に建設業法で定める標識（建設業の許可票）を掲示すること。
- (5) 建設業法その他関係法令を遵守すること。